

台風接近に伴う（6月3日）荒天時・交通機関の不通時の対応について

1 荒天時について

気象庁より練馬区に大雨・暴風・暴風雪・大雪のいずれかの警報または、大雨・暴風・暴風雪・大雪のいずれかの特別警報（以下、「警報」と表記）が発令されている場合、次の通りとする。（ただし、注意報は対象としない。）

午前7時までに警報が解除された場合は、平常通り登校とする。

※普段から午前7時前に自宅を出ている場合は、7時まで自宅待機し、警報の発令状況を確認してください。

午前9時までに警報が解除された場合は、午前10時30分登校とする。

午前11時までに警報が解除された場合は、午後1時05分登校とする。

午前11時までに警報が解除されていない場合は、全日休校とする。

なお、「練馬区」にいずれの警報も発令されていなくても、居住している地区で警報が発令されている場合は、各自安全に十分に注意して、可能な範囲で登校する。

2 交通機関の不通時について

気象庁より「練馬区」にいずれの警報も発令されていないが、申請してある通学に使用している交通機関が不通のため登校できない場合、次の通りとする。

(1) 他の経路・方法で登校できる場合は、安全に十分に注意して登校する。

(2) 他の経路・方法で登校できない場合は、運転が再開され次第、安全に十分に注意して登校する。

(3) 午前11時の時点で、運転が再開されない場合は、自宅学習とする。

また、悪天候が見込まれ、午前6時以後の午前中に下記路線のいずれかにおいて計画運休が発表されている場合は休校とする。

該当路線

JR中央線、JR中央総武線、JR山手線、西武池袋線、西武新宿線

東京メトロ線（池袋～和光市）、都営地下鉄大江戸線、東武東上線（池袋～和光市）

気象状況や交通機関の運行状況等により、安全が確保できないと判断される場合には、無理に登校せず、安全を最優先とした行動を取ってください。